

「聞こえにくい」と感じている高齢者の方へ

# 補聴器購入費助成

をご利用ください。

## 対象者

葛飾区に住所を有する65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- 耳鼻咽喉科医が“補聴器が必要”と認めた方（※）  
⇒「医師意見欄」等で確認します。詳細は【手続きの流れ】をご確認ください
- 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない・取得予定でない方
- 本事業（旧制度の補聴器購入助成を含む）の助成を5年以内に受けていない方

※ 65歳～74歳の希望者は、区内の耳鼻咽喉科で「耳の健康診査」が受けられます。（無料）

申込・受診期間など詳細はお問い合わせください。

## 対象機器



区から「助成金承認決定通知書」を受け取る前に購入した補聴器は対象外になります。

## 補聴器

（管理医療機器として認定された製品）

※両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器本体の費用（☆）

☆付属の電池や充電器、イヤモールドを含む

※集音器は対象外

## 助成金額

住民税の課税状況に応じて助成上限額が異なります。

住民税 非課税の方：144,900円（上限額）

住民税 課税の方：72,450円（上限額）

※補聴器の購入額が助成上限額未満の場合は購入額を助成します。

※4月～6月の申請は、前年度の課税状況で助成上限額を決定します。

## 問い合わせ先

詳細は区のホームページをご覧ください

葛飾区役所 福祉部 高齢者支援課 在宅サービス係

住所：〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話：03-5654-8299



# 【手続きの流れ】申請から助成を受けるまで

問い合わせ先

【高齢者支援課】

葛飾区役所2階201番窓口

☎03(5654)8299

## ① 申請書を取得する

- ・葛飾区役所（2階201番窓口）高齢者支援課
- ・高齢者総合相談センター ・区内の耳鼻咽喉科
- ・補聴器販売店（葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店）
- ・区のホームページからダウンロード

65歳から74歳の方が対象です（要申込）。申込・受診期間など詳細はお問い合わせください。

## ② 耳鼻咽喉科を受診する

- ・耳鼻咽喉科の受診には診察料等がかかります
- ・診察の結果、補聴器が必要と認められた場合  
⇒申請書裏面の「医師意見欄」に記入して  
もらい申請書に検査結果を貼付してもらう

## ② 耳の健康診査を受ける

- ・耳の健康診査の結果、補聴器が必要と認められた場合  
⇒申請書と耳の健康診査結果で申請ができます

または

医療費控除を検討される場合は、「補聴器適に関する診療情報提供書」が必要となりますので、補聴器相談医にご相談ください。

## ③ 補聴器販売店で相談し、見積書をもらう

- ・「葛飾区高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業協力店」などの補聴器販売店等に相談し、補聴器の見積書をもらう

医療費控除を検討される場合は、認定補聴器技能者が在籍する店舗にご相談ください。

## ④ 区（高齢者支援課）に申請する（郵送可）

- ・申請書（医師意見欄に記載のあるもの（※）、検査結果が貼付されたもの）
- ・購入する補聴器の見積書 ※「葛飾区耳の健康診査」の結果があれば医師意見欄の記載は不要

## 【区】 審査⇒「承認決定通知書」が届きます

◎区は、申請書の内容を確認・審査し「承認決定通知書」「交付申請書兼請求書」を発送します

※「承認決定通知書」が届く前に購入した場合は助成対象外となります

## ⑤ 補聴器販売店で補聴器を購入する

- ◎承認決定通知書が届いたら、見積書を取得した販売店で補聴器を購入する
- 【代理受領「○」の店舗】補聴器購入額から助成額を差し引いた額を支払う
  - ・持ち物「承認決定通知書」「交付申請書兼請求書」「補聴器購入費用」
- 【代理受領をしない店舗】補聴器購入額を全額支払い、区に助成金の請求を行う
  - ・持ち物「承認決定通知書」「補聴器購入費用」
- ☞ 区へ「交付申請書兼請求書」「領収書」を提出 ☞ 後日、指定の口座へ入金